

土岐市国民健康保険料簡易試算表(令和5年度用)

【 医療給付費分 】

A 所得割額	基準総所得金額	_____円	×	6.40%	=	_____円
B 均等割額	未就学児除く(____人	×	26,160円)	×	(軽減)_____	= _____円
C	未就学児	(____人	×	13,080円)	×	(軽減)_____ = _____円
D 平等割額	1世帯につき	17,880円	×	(軽減)_____	= _____円	
E <<医療保険分>> A+B+C+D =						<input type="text"/> 円
						賦課限度額: 65万円

【 後期高齢者支援金分 】

F 所得割額	基準総所得金額	_____円	×	2.59%	=	_____円
G 均等割額	未就学児除く(____人	×	10,360円)	×	(軽減)_____	= _____円
H	未就学児	(____人	×	5,180円)	×	(軽減)_____ = _____円
I 平等割額	1世帯につき	7,100円	×	(軽減)_____	= _____円	
J <<後期高齢者支援分>> F+G+H+I =						<input type="text"/> 円
						賦課限度額: 22万円

【 介護納付金分 40~64歳の方のみ 】

K 所得割額	基準総所得金額	_____円	×	1.89%	=	_____円
L 均等割額	加入者1人当たり(____人	×	10,250円)	×	(軽減)_____	= _____円
M 平等割額	1世帯につき	5,150円	×	(軽減)_____	= _____円	
N <<介護保険分>> K+L+M =						<input type="text"/> 円
						賦課限度額: 17万円

<<年間保険料>> E+J+N = 円 月額(およそ) 円/月

試算の際は、以下の事項にご注意ください。

- ◆この試算表による試算結果は、あくまで概算額となります。
- ◆料率は国保の運営状況に応じて毎年見直されます。
- ◆「月額」は、納期が年に12回のため、年間保険料を12で除した金額で、ひと月あたりの負担額の目安です。実際の各月における納付額とは異なります。
- ◆この試算表は次のいずれかに該当する世帯には対応していません。
 - ・年度途中の加入、脱退で人数が変わる場合
 - ・年度途中で40歳、65歳、75歳に到達する加入者がいる場合
 - ・年度途中で前年所得の修正申告をされた加入者がいる場合(申告後の所得で計算してください。)
 - ・世帯に国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した人(世帯主を除く)がいる場合
 - ・会社都合での退職(非自発的失業者)による国保加入者(65歳未満)がいる場合